

を発展させて行こうということになりました。今度、東北民研に参加された方はもちろん、今まで東北民教研集会に参加された方や東北各地の技術のサークルに所属している方たちも含めてこの会に結集し、おたがいに交流を

深めて行きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ぜひ「技術教育研究会」からの呼びかけに答えて下さるようお願いします。

(昭和44年8月)

職業訓練法の全面改正について

佐々木 享

強行採決にあけられた感ある第61国会で(7月4日)、職業訓練法が全面的に改正され、10月1日から施行される。これにより、地方自治体で行われている公共職業訓練所は「専修職業訓練校」となり、三年制の企業内事業訓練施設と雇用促進事業団が設置している総合職業訓練所とはともに「高等職業訓練校」と名称が変更される。

むろん今回の改正は訓練施設の名称変更にとどまるものではない。現行法が全文37カ条であるのに対して新法は108条と一躍三倍にふくれ、内容的にもほぼ全面的に改正されている。そのおもな特徴は、① 政府が職業訓練を計画的にすすめることを規定したこと、② 職業訓練の体系全般を整備し、訓練の目的に応じて細分化したこと、③ 職業訓練法人とその連合など職業訓練団体を設立するようにしたこと、④ 技能検定協会を設立して技能検定の拡大を図っていること、などにあるとみられる。

新職業訓練法は、労働大臣が技能労働力の需給の動向、職業訓練及び技能検定の実施目標、職業訓練や技能検定に関する施策の基本等に関して「職業訓練基本計画」を策定することを定めている。そして、その計画は「経済の動向、労働市場の推移等についての長期的見通しに基づき、かつ、技能労働力の産業別、職種別、企業規模別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない」とされている。これは、新法において最も注目すべき点である。從来から(現行の職業訓練法が成立した1958年頃から)政府は職業訓練の推進に

積極的になってきたとみられている。しかし現実には、この10年間に公共職業訓練は2.5倍に伸びたが事業内職業訓練は1.5倍ほどにしかならなかった。他方で毎年の「技能労働力需給状況調査」によれば、100万人以上の技能者が不足しているといわれてきた。そこで、今後いっそう深刻になるであろう技能労働力不足に対処するためには、職業訓練をやるかやらぬかをたんに事業主にまかせておくのではなく、「事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうよう努めなければならない」という訓示規定(第4条)を設けるとともに、政府がその需給の調節や職業政策の展開に積極的に取り出すことを示している。

国家権力が独占体に代って(または独占体と一緒にとなって)職業訓練政策を展開したことが、かつて一度だけある。第二次大戦中、国家総動員法にもとづく工場事業場技能者養成会の施策がそれで、当時は、政府の指定する業種の企業に一定数の技能者を養成すべきことを義務づけたのであった。新憲法のもとでは、戦時中のような強制はできないので、その代りに政府が計画的・積極的に取りだそうというのが新法の精神だとみられる。1966年に成立した雇用対策法は、政府が「雇用対策基本計画」をたて、コンピュータを駆使して労働力需給にのり出すことを定めたのであったが、これは第二次大戦中の労務統制会がやれないのでからその代りに計画的にやるという方向を示したものである。新職業訓練法に「雇用対策法と相まって」(第1条)とあるのは、職業訓練政策が、着々と国家・独占資本

の「計画」のわくにはめこまれることを示したものと解すべきであろう。

職業訓練の体系は、養成訓練、向上訓練（従来の追加訓練、職長訓練に相当）、能力面開発訓練（従来の転職訓練、転換訓練に相当）、再訓練（技術革新に対応するための補充訓練）、指導員訓練の五種に細分されることになった。新法はこれらすべてにわたって、受講資格、教科、訓練期間、設備等の基準を労働省令で定めることにしている。このうちとくに、養成訓練と能力再開発訓練については、労働大臣の作成または認定した教科書を使用すべきだとしている（第11条）。前述の「計画」のなかに、職業訓練のすべてをつみ込んでしまおうという企図を読みとることができた。

これら各種の職業訓練のうち、青少年にまた学校教育に直接に関係してくるのは養成訓練である。養成訓練のうち、半年ないし1年課程のもの（地方自治体の職業訓練の行うもの）は「専修職業訓練」とよばれ、2年課程（総合職業訓練所の行なっているもの）と3年課程（認定事業内職業訓練）は「高等職業訓練」とよばれる。それぞれの施設が「専修職業訓練校」「高等職業訓練校」と称えることはさきにのべた。「校」は「所」よりは「学校」に近い。これは笑いごとではない。

1967年末に、高校教育と技能教育施設との連携に関する政令が改正されて、1年課程の技能教育施設でも連携できることになり、また連携科目に関する制限も事実上無制限になっているからだ。つまり、職業訓練校にお

ける学課や実習がそのまま高校の単位に認定される道が開かれているのである。養成訓練は「後期中等教育」のわくのなかに入っているのである。そこでこんどは、労働大臣の作成または認定する教科量が高校教育のそれと同程度なのかどうかといふことも大きな問題となってくるであろう。なお、高卒者に対する訓練は、今回の改正では制度化されなかった。

職業訓練を行う法人を認めること、その連合組織を認めることなどの意義は必ずしも明確でない。事業内訓練のばあい、職業訓練の改廃は従来企業の恣意にゆだねられていたのであるが、法人にすれば多少は安定性をうるであろうことや税制面での企業の負担軽減がはかられるであろうことは推測できる。また、連合組織がつくられるならば、それは独占体の意向をくみ上げるパイプになると同時に国家の側からの「計画」を容易に滲透させるパイプにもなるということなのであろう。

技能検定は、国家の検定とはいながら、実状は数年前から業者団体の手で行なわれてきた。だから技能検定を行う法人を設立することには新しさはみられないようと思われる。技能検定自体にも格別の変化はなく、現行どおり一、二級のみで、一部から要望されていた三級技能士は実現しなかった。ただし、養成訓練終了時に「技能照査」なるものが行なわれることになり、これに合格した者を技能士補と称することになったのは、いわば三級技能士に相当するということなのであろう。

会費の納入を！

技術教育研究会は、事務局多忙等のため1967年頃から活動が停滞し、「会報」の発行も滞りて古くからの会員各位には多大のめいわくをかけたわけですが、会の活動を軌道にのせるとなると、こんどは極端な財政難に直面しています。

会費（年間500円）を滞納している方は、ぜひ納入して下さい。今年中に納入がないときは、会報の配布をやめることもありますので御協力ください。